

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人母について、浪江町のいわゆる豪農の家庭に生まれ育ち、原発事故時まで約78年にわたり浪江町に居住していたこと、地元で勤務しつつ兼業農家を営んでいたこと、種々の地域活動に参加していたこと等を考慮し、生活基盤変容慰謝料（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として100万円の賠償が認められるなどしたほか、原発事故時は福島県外の賃貸住宅に居住していた申立人子について、定年退職（平成26年）以降は浪江町の実家に戻って申立人母と同居することを予定していたものの、避難指示解除（平成29年4月）後まで戻れなかったこと等を考慮し、上記賃貸住宅の家賃の一部（定年退職した月の分から平成29年4月分まで原発事故の影響割合を2割ないし3割として算定した額）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X1及び申立人X2（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1. 申立人X2の生活基盤変容による精神的損害の増額（中間指針第五次追補2の2、備考10）

金1,000,000円

2. 申立人X2の日常生活阻害慰謝料の増額分（一時金）

【期 間】自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日

金300,000円

3. 申立人X2の診断書取得費用（令和5年12月1日支払分。交通費を含む。）

金15,320円

4. 申立人X1の家賃等にかかる損害

【期 間】自 平成26年7月1日 至 平成29年4月30日

金1,500,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、合計金281万5320円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年3月13日

（仲介委員 比佐 守男）